

告 示

埼玉県教委告示第二十四号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）第二条の二第一項に規定する長期療養者の休業補償及び同条第二項に規定する年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額として、埼玉県教育委員会が定める額は、次の表の上欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額とし、令和二年八月一日から施行する。

令和二年埼玉県教委告示第七号（長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示）は、令和二年七月三十一日限り、廃止する。

この告示の最低限度額及び最高限度額に関する規定は、令和二年四月一日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償及び年金たる補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものについて適用する。

令和二年四月一日からこの告示の施行の日の前日までの間における最低限度額及び最高限度額の適用については、告示中「七、〇三一円」とあるのは「七、〇四二円」と、「一四、一五七円」とあるのは「一四、二四九円」と、「一七、一〇四円」とあるのは「一七、二八五円」と、「二一、二三五円」とあるのは「二一、三九九円」と、「二三、二六六円」とあるのは「二三、三〇四円」と、「一四、九八〇円」とあるのは「一四、九九七円」とする。

令和二年八月一日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十五歳未満	五、五四三元	一三、三四二元
二十五歳以上三十歳未満	六、〇五一円	一四、一五七円
三十歳以上三十五歳未満	六、四七五円	一七、一〇四円
三十五歳以上四十歳未満	六、七八三元	一九、三二〇円
四十歳以上四十五歳未満	七、〇三一円	二一、二三五円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇八六円	二三、二六六円
五十歳以上五十五歳未満	六、九九五円	二五、五〇三元
五十五歳以上六十歳未満	六、五四三元	二五、五一五円
六十歳以上六十五歳未満	五、三一五円	二〇、五一一元

七十歳以上	六十五歳以上七十歳未満
三、九七〇円	三、九七〇円
一三、三四二円	一四、九八〇円